

家庭用塗料製品のラベルにおける危険有害性情報 A study on hazard information on a label of household paint products

○伊藤賢治¹, 城内博²*Kenji Ito¹, Hiroshi Jonai²

Abstract: For using chemicals safe, there was a need for harmonized classification and labeling system, then the GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals) was developed. Classification and labeling according to the GHS is effort obligation in a workplace for safety of chemicals. However, For the consumer products sector, there is no obligation for hazard information. In this study, we focus on paint products among household chemicals to know the currnt situation of labeling system.

1. はじめに

技術の進歩に伴い、化学物質も多く使用されるようになってきた。しかし、化学物質の使用は、利便性を高める一方で、世界中で化学物質による公害病を発生させ、日本でも四大公害病など大きな問題となった。こういった問題は、化学物質の取り扱いには十分な注意が必要であるにも関わらず、化学物質に含まれる有害性や使用方法、廃棄方法等の情報を事業者間で提供されていなかったがために起きている。さらに、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもある。化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難である。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS：Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals）」の実施促進のための決議が採択された。

2. 研究背景

GHSにより、国際的に推奨された分類・表示方法により、安全性の向上が見込まれている。化学物質を含む数多くある家庭用品の中でも塗料製品に焦点をあててみる。家庭用塗料製品に対しては、「家庭用品品質表示法」、「消防法」及び「高圧ガス保安法」等の義務は存在するが、GHSによるラベル表記等の義務化は行われていない。

家庭用品に対しても GHS による危険有害性情報の表示を義務化することで、消費者に対しての安全性の向上に繋がると考えられる。

3. 目的

本研究では、化学物質を含む製品の中でも塗料製品に着目し、現状の各企業の家庭用塗料製品の危険有害性情報伝達に対する取り組みの調査を行った。

4. GHS とは

GHS は、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としている。



Figure1. Pictograms of the GHS

成形品、及び、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等を除く、危険有害性を有する全ての化学品（純粋な物質、その混合物）を対象としている。正確に情報が伝わるよう「危険有害性を判定するための国際的に調和された基準」及び「分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルや安全データシート（SDS）」を定めている。図1は、ピクトグラムと呼ばれる、GHSにより定められている危険有害性情報を表した絵表示である。

5. 調査内容

家庭用塗料製品には GHS に基づいた表記が、各企業でどのように取り組んでいるか調査した。

6. 調査結果

14 社 (16 個) の製品を調査した。GHS に基づく表示が行われていた製品は 16 個のうち 5 個だけだった。また、調査した各製品の含有成分について調べると、GHS により分類対象とされ、ピクトグラムを表示を推奨とされている化学物質を含んでいるが、表示が行われていない製品が 4 社 (4 個) あった。

図 2 は調査した塗料製品のの一つである。株式会社カンペハピオのシリコンラッカーズスプレーで、含有成分は表 1 のようになっている。図 3 のように、この製品には、可燃性/引火性、急性毒性、発がん性、水生生物への有害性を表したピクトグラムによる表示が行われている。

Table1. Paint products were investigated

企業名	株式会社カンペハピオ
製品名	シリコンラッカーズスプレー
成分	ニトロセルロース、有機溶剤、合成樹脂 (アクリル・シリコン)、顔料 (とうめい、つやけしとうめいは顔料に含まず)



Figure2. Paint products were investigated

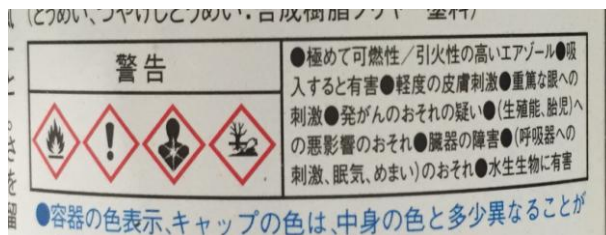


Figure3. Pictograms of paint products

7. 考察

調査の結果、GHS に基づく表示が行われている製品は少数しか見つからなかった。有害性のある化学物質が含まれているにも関わらず、GHS に基づく有害性を表した表示の有無が企業によって別れてしまっている。これは、GHS に基づく表示が義務化されていないがために起こっていると考えられる。

図 3 の引火性、発がん性、環境有毒性の表示については、この製品の成分欄に表記されている「有機溶剤」にそれらの危険性がある何らかの化学物質が含まれているためではないかと考えられる。

この製品のように含有成分を「有機溶剤」の一言で済ませているため、細かく何の化学物質が含まれているかが不明の製品がほとんどで、物によっては成分すら書いてない製品もあった。含有成分が明確とされていないため、製品によっては人体あるいは環境に多大なる悪影響を及ぼす成分が含まれている可能性もあてなくはないとも考えられてしまう。

GHS に基づく表示があったとしても、どれもこの製品のように小さく書かれているのみであった。これは「家庭用品品質表示法」、「消防法」及び「高圧ガス保安法」の表示義務により、書けるスペースが限られてしまっているためとも考えられる。しかし、GHS に基づく表示をしっかりと行えば、成分、危険有害性、絵表示、安全対策、応急処置、保管方法、廃棄方法、使用上の注意、提供者と多くの情報を記すことができる。そのため、GHS に基づく表示のみで、「家庭用品品質表示法」、「消防法」及び「高圧ガス保安法」の表示内容を網羅することが可能なのである。

GHS に基づく表示を義務化し、明確に表記を行うことで、安全性の向上に繋がるのではないだろうか。

8. 参考文献

[1] 経済産業省：「-GHS 対応- 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度：パンフレット」, pp.46, 平成 24 年 10 月